

「令和5年度滋賀県喀痰吸引等研修（第一号、第二号研修）」 実施要項

1. 目的

たんの吸引等の医行為が必要な者に対し、より安全に提供されるよう、施設や居宅において、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等の養成を図る。

2. 対象者

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、グループホーム、障害者（児）施設等（医療施設を除く。）、訪問介護事業者等に就業している介護職員等で事業所の推薦を受けた者。

※平成28年度以降の介護福祉士養成施設卒業者または実務者研修の医療的ケアの科目修了者は、本研修の受講は不可である。

3. 受講定員

50名程度

4. 研修内容

1) 研修課程において介護職員等が行うことが許容される医行為の範囲

(1) たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）

・口腔内、鼻腔内については、咽頭の手前までを限度とする。

（なお、本研修は人工呼吸器装着者への喀痰吸引には対応していない。）

(2) 経管栄養（胃ろう・腸ろう、経鼻経管栄養）

・胃ろう・腸ろうの状態確認、経鼻経管栄養のチューブの挿入状態の確認は、介護職員等を指導する保健師、助産師、看護師（以下「指導看護師」という。）が行う。

2) 研修課程と研修実施日時等

(1) 基本研修

①講義

(ア) 別表1の内容および時間を満たす講義を実施する。（8日間）

(イ) 研修日時

令和5年6月26日（月）～令和5年7月7日（金）

研修時間は、別表1のとおりとする。なお単位修得のためには、欠席遅刻は認められない。遅刻等した場合は次年度にすべて受け直しとなる。また、受講キャンセルとなった場合、受講料の返還はしない。

(ウ) 場所

華頂社会福祉専門学校（駐車場はありませんので公共交通機関でお越しください。）

(エ) 修得状況の確認は、筆記試験によって行う。（滋賀県が実施）

i 出題形式 客観式問題（四肢択一）

ii 出題数 50問

iii 試験時間 90分

(オ) 筆記試験

i 日時 令和5年8月29日（火）9:15～11:30

ii 場所 滋賀県庁 新館7階 大会議室

iii 客観的問題（四肢択一）形式の50問で行い、9割以上を合格とする。

②演習

(ア) たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）、経管栄養（胃ろう・腸ろう・経鼻経管栄養）、救急蘇生法について、別表2の演習を実施する。

(イ) 研修日時・場所 研修時間は、原則、9時から17時とする（別表2）

①令和5年7月18日（火）19日（水）20日（木）

②令和5年7月25日（火）26日（水）27日（木）

③令和5年8月7日（月）8日（火）9日（水）

①・②・③のいずれかを3日間通して受講する

場所 華頂社会福祉専門学校

* 演習は3グループに分けて実施するが、グループ分けについては、受講決定時に通知する。

* 人数によって3回目を省略することがある。

* 駐車場はないので公共交通機関を利用のこと。

(ウ) 別表2に示す、すべてのケア等の種類ごとの実施回数以上の演習を実施した上で、講師の評価結果により、演習の修了を認める。

③実地研修

(ア) 実地研修は、基本研修の講義部分について知識が修得されているか筆記試験により合格が確認された者であって、かつ、演習について評価基準を満たした介護職員等に対して、指導看護師の下、介護職員等が修得する研修内容に応じて実施する。

(イ) 研修日時・場所

令和5年10月（予定）から令和6年3月末までの間で実施するものとし、実施場所は、受講者が所属する施設、事業所等とする。

(ウ) 実地研修の具体的な実施方法等は、別途定めるものとする。

5. 受講申込

1) 受講申込書の提出

各施設・事業所において、受講希望者をとりまとめるうえ、別紙令和4年度「喀痰吸引等の研修」（第一号、第二号研修）受講対象者推薦書を提出すること。

2) 提出先

〒520-2144 滋賀県大津市大萱6丁目4-10
社会福祉法人 華頂会 華頂社会福祉専門学校

3) 提出期限

令和5年5月17日（水）必着（郵送）

4) 受講決定

受講決定は施設・事業所あてに連絡する。

6. 受講料

実費相当額 6,330円（テキスト代 2,420円を含む）

受講決定時に振込先を通知する。

7. 個人情報の保護について

申込書に記載された内容について、個人情報保護条例等の規定により適正な管理を行い、本研修の実施に関する業務以外には使用しない。

8. 問い合わせ先

〒520-2144 大津市大萱6丁目4-10 TEL 077-544-5171 FAX 077-514-7441
社会福祉法人 華頂会 華頂社会福祉専門学校 （担当：木花・西村）